

東京都社会福祉審議会 検討分科会(第3回・拡大) 会議録

I 会議概要

1 開催日時 令和元年10月21日(月)午前9時31分から

2 開催場所 第一本庁舎25階 115会議室

3 出席者 【委員】

小林分科会長、栗田委員、井上委員、琴寄委員、白波瀬委員、高橋委員、筒井委員、寺田委員、中村委員、藤原委員、山田(広)委員、横山委員、和気委員、渡邊委員

(以上14名)

【オブザーバー】

栃本副委員長

【都側出席者】

福祉保健局幹事・書記

4 会議次第

1 開会

2 審議事項

(1) 意見具申に向けた論点の整理について

(2) その他

3 閉会

○森田企画政策課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。ただいまから東京都社会福祉審議会の第3回拡大検討分科会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私、書記の福祉保健局総務部企画政策課長をしています森田と申します。よろしく願いいたします。

議事に入る前に、何点かご連絡をさせていただきます。すみません、座って進行をさせていただきます。

まず、委員の皆様の出席状況についてご報告をいたします。本日、ご出席の連絡をいただいている委員は15名でございます。ご欠席のご連絡をいただいておりますのは、山田副分科会長、青木委員、阿部委員、小口委員、尾崎委員、久留臨時委員、駒村臨時委員、

松田臨時委員、室田臨時委員でございます。

それから、ご到着が遅れている方もいらっしゃいます。栗田委員、秋山委員、渡邊委員のご到着が遅れているようでございます。ご出席の連絡はいただいております。それからオブザーバーの平岡委員長も本日、ご欠席の連絡をいただいております。

それから、本会議の委員総数は24名でございます。委員総数の半数以上という定足数に達していることをご報告いたします。

続きまして、会議資料のご確認をお願いしたいと思います。

本日の会議はタブレット端末を活用したペーパーレス会議で実施いたします。ちょっと画面が小さくて恐縮なんですけど、タブレットに収録しております資料を順にご紹介させていただきます。なお、傍聴の皆様と同じものを紙で配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

画面左上のファイル一覧というところをタップしていただければと思います。ちょっと小さいところがございますけれども、そちらのほうに一覧がございます。まず会議次第がございます。資料の1でございますが、委員名簿と幹事・書記名簿です。それから資料の2がスケジュール。それから資料の3が論点の整理でございます。また、タブレットには2060年までの東京の人口・世帯数予測、第1回・第2回の委員発表資料及び議事録も収録しております。適宜ご覧いただければと思います。

続きまして、机上の配付資料でございますけれども、資料の3の論点整理につきましては、本日、いろいろ疑問もございましてメモもとるかなと思いますので、メモ用といたしましてタブレットに収録しているものと同じものを紙で机上に置かせていただいております。

それから、以下は冊子の資料でございます。白色の冊子でございますけど、こちらが第20期の意見具申でございます。次のカラーの表紙の冊子でございますけれども、2019東京の福祉保健、それからクリーム色の冊子で東京の福祉保健2019分野別取組、そして、青色のファイルが基礎データ集でございます。資料の確認は以上でございます。

次に、会議の公開についてご説明いたします。

当分科会は、審議会に準じて公開となっております。本日は事前にご連絡をいただいた傍聴の方がいらっしゃいますので、お知らせいたします。なお、当分科会の議事録は、東京都のホームページで公開させていただきますことを申し添えさせていただきます。

事務局からの連絡は以上でございます。これから先の議事進行は小林分科会長にお願い

します。よろしくお願いいたします。

○小林分科会長 皆様、おはようございます。

遠くから来ておられる方には早い時間になりましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

6月に開催しました前回の検討分科会の後に、2回の起草委員会において議論を進めてまいりました。これらの議論の内容を踏まえて、資料3の意見具申に向けた論点の整理を事務局にいただいています。

本日は、これをもとにしまして広く委員の皆様のご意見をいただき、年度末の意見具申に向けた方向性を確認させていただきたいと思います。

議論の進め方ですが、まず事務局から論点の整理を説明していただき、それに続いて議論をさせていただければと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○永山福祉政策推進担当課長 それでは、私のほうからご説明申し上げます。

画面をご覧くださいても結構でございますし、お配りされているメモ用として配付しております資料をご覧くださいても結構でございますが、私のほうはちょっと紙のほうを見てご説明しようと思います。

ちょっと表紙をおめくりいただきまして、目次がございます。全部で今回はこれまでの議論も参考にいたしまして、「はじめに」も含めまして5項目で項目を用意してございます。

まず、2040年までの見込まれる社会の変化。それから2番としまして、前期意見具申後の都の取組。3番としまして、社会福祉分野において発生する課題とその背景・対応の方向性。それから4番としまして、施策の構築に当たって踏まえるべき論点となっております。

それでは、中身についてご説明申し上げようと思います。

まず、1ページ目になりますが、はじめにということで、前期、第20期の人材の関係の意見具申の中身についてご説明をし、それからその後、社会構造が変化しているというところで、総会において委員長のほうからご提案がございました今回のテーマということについて、触れてございます。

次が2ページに参ります。

ここでは、今までのご議論いただいているものでございまして、1番、2040年まで

に見込まれる社会の変化ということで、将来を見据えた福祉施策のあり方の検討ということとは、現在から将来にかけてどのような変化が生じ、それに伴ってどのような課題が生じるのか明らかにした上で、全国との比較をした場合の東京の特徴も考慮して、諸外国等の取組も参考にしながら何ができるのか考えていくことが重要だというご提言をいただいております。

そして、東京の多様性といったことも触れ、またこれから技術革新もしくは今も進んでおりますけれども、IoT、ロボット、AI、ビッグデータ、それから Society5.0 といったようなことも見込まれる中で、そういった可能性というのを探っていくことも必要であるということでございます。

これからは、客観的な部分でございまして、まず人口の減少ということで、東京の人口自体は2025年、それをピークに転じて大体2040年ぐらいに全体では1,360万人ぐらいまでに減少すると予測されております。

区部と多摩・島嶼部で多少違ってございまして、区部では2030年、多摩・島嶼部では2020年がピークということで、ちょっとここが都の中で分かれています。それから、地域性を見ますと、区部の中でも中心部につきましては2040年ぐらいにかけて人口増が続くと。逆に2020年をピークに人口減少していくところもあるということで、東京の中でも地域が分かれているということ。

それから、高齢化につきましても、これから2040年まで27.8%というふうには上昇していくと。それから、要介護の方であるとか、あとは認知症の方についても41万人から56万人に増加するだろうと見込まれております。

次のページに参ります。

2040年には、団塊ジュニアの方がご存じのとおり高齢者になるということで、また東京の実情としましては、全世帯の半数以上、高齢者世帯の45%がひとり暮らしとなるということが見込まれております。

それから出生数の減少と死亡数の増加ということで、現在、1.2ということでございますけれども、なかなかその辺は難しいというところ。

それから、死亡数の増加に伴って、社会増というのはありますけれども、自然減となっていくということになっております。

それから、もう一つの特徴としては、外国人の方が入ってくるということで、今現在、2018年末で57万人ということですが、2016、17の2年間で計10万人以

上増加しているということで、そういったところについてもこれから見込まれていくので、検討に当たっては考える必要があるだろうということのご検討案でございました。

次が、2番目としまして、前期意見具申後の都の取組ということで、行政的につくっておりました計画、まず高齢分野につきましては、第7期の高齢者保健福祉計画がつくられておりました、来年度までが計画となっております。

次のページに参りまして、障害分野、こちら長期計画でございますが、東京都障害者・障害児施策推進計画というのがございまして、こちら30、31、32というこの部分。

それから条例としましては、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例が30年10月に施行しております。

子供の分野では、平成30年に中間の見直しを行いました子供・子育て支援総合計画がございます。それから、都の独自のものにつきましては、東京都子供への虐待の防止等に関する条例が31年4月に施行しております。

それから、地域福祉の分野でございますけれども、東京都地域福祉支援計画を策定しております。

また、都全体としましては、28年の2020年に向けた実行プラン、それからその中でセーフシティ、ダイバーシティ、スマートシティという三つのシティの実現に向けた取組を提示しております。

それから、2040年代を見据えた長期戦略というものも今後策定予定となっております。

続きまして、3番、社会福祉分野において発生する課題とその背景と対応の方向ということで、ここについてもかなり議論がございました。

まず、(1)今後の社会福祉施策を考える上での必要な視点ということで、まず、ご提案がございましたのは、近代家族の形成と経済的安定性、社会の等質性といった前提の揺らぎということで、社会保障制度が前提とした、家族がともに暮らしている、多くの人が結婚する、望めば正社員になれる、経済が成長し、財政が健全であるといった条件が揺らいできているということ。

それから、次のページに参りまして、仕事や家族のあり方、根本的に変化しております、さまざまなあり方が出てきている、格差が拡大している部分もあるということ。しかし、家族というのは社会の最小単位であることには変わりなく、個人にとって重要なより

どころであることには変わりはないということで、ただ、大きく変わっているので、かつての前提条件を取り戻すことは現実的ではないということでございます。

次が、従来の社会保障システムでは対応できない課題の発生ということで、やはり単身世帯がふえてくるということで、なかなかひとり暮らしが当たり前になってきます。地縁関係の活動というのも高齢化に伴って機能を維持できない懸念があるということ。

それから、8050問題、ひきこもりなどのいわゆる分野横断的な課題というものがさらに拡大していくことが懸念されると。

もう一つは、担い手ということと、あと人材ということがご議論ございまして、2040年には国の推計でございますけれども、全就業者の2割程度が医療介護分野で働かないと現場が回らないという推計が出ております。しかし、全産業でも人材が必要であるということから、なかなかその実現は難しいのではないかと受け取っております。

東京の場合には、人口が流入しているということがございますが、やはり他の仕事がさまざまございますので、福祉人材の確保は困難な状況が続いているということ。

それから、また一方では、高齢者や主婦というのがやはり就労されているということで、また学生もアルバイトに多くの時間を割いているという方も多いということのご指摘がございまして、ボランティア活動の拡大ということもなかなか難しいのではないかとのご指摘をいただいております。

(2) 中長期的な都の社会福祉のあり方ということで、そのような課題もある中で、今後どうしていくのかということの議論が必要だということで、次のページに参ります。

そういった課題に対応する施策を考えるためには、そういった社会構造の変化や人々の社会認識の変化を意識しながら、従来の前提に捉われない大きな視点を示した上で、モデルであるとか必要なことは何かといった総合的な視点から検討することが必要であるというご意見をいただいております。そこで、福祉の概念の再整理であるとか健康づくり、介護、自立支援、社会参加等の施策の支援の統合・調整といったことで、新しいステージに押し上げて積極的な展開を図っていくということが求められるのではないかとということ。

それから、同じ目的の施策を別々の軸でばらばらと打ち出すのではなくて、さまざまな事業や目的をもってスクラップアンドビルドしながら必要な機能をつくり出していきという、どんどんプラスするのではないということのお話ございました。

あとは、財源の問題でも基金の活用、包括的な補助金などについて、自由度が増していく、もしくはファンドを使ったようなそういったような需給が結びついたような資金調達

ということも工夫が必要ではないかということ。

それから、もう一つは、自治体の職員につきましても、さらにレベルアップしていく必要があるのではないかという話もございました。

(3) 東京の特性を踏まえた社会福祉の施策のあり方ということで、まずは多様性が大きい東京だからこそ革新的な施策を打ち出すことも可能と考えられるということで、前向きなご意見をいただいております、その中でそれぞれ地域において状況も違うということも踏まえていく必要があるだろうということ。

次のページに参りまして、限られた資源の中で各地域に同じように配分して均質化していくのがいいのか、それとも課題が深刻にあらわれている地域に重点化するのがよいのかといった議論も必要ではないかというご議論がございました。

こういった中で、一元的なモデルを示すのではなく、多様性ということを前提とした、そういったような人権の尊重やあらゆる人の包摂につながるようなこともモデルを示していくことが必要ではないかというお話もございました。

(4) 社会福祉の担い手とその役割及び連携ということで、あと一つは地域住民による活動ということで、従来の助け合い・支え合いということで、先ほどの課題がいろいろございましたけども、担い手のやりがいに依存するというやりがい搾取であるとか、あとは固定化された担い手が高齢化することによって活動が困難になるといったことがこれからは危惧されるのではないかというご意見がございました。

片方では、当然ながら地域の支え合いというのが求められているんですけども、その中で専門家のために住民が動員されるようなことになってはならないように注意する必要があるということで、片方では予算の制約で専門家の配置がなくなったときに住民活動の継続が危機に陥るということにもなりかねないと。ですので、住民の当事者性が必要であるというご議論がございました。

次に、専門職等の地域への参画とコーディネートということで、支えられていた人が支える側に回るという循環型の担い手ということも重要であるということで、そういった場合につきましても、コーディネートの機能が必要になるというご提案がございました。

次のページに参ります。福祉分野を初め、さまざまな分野の方、当然ながらリタイアされた後に地域のほうで活動していただきたいんですけども、逆に企業でもそういう方の活用というのを今求められていますので、そういう中では高齢者の就業が進むということで、地域と企業で人材のとり合いになるのではないかといったことも危惧されるのではないか

というご指摘もございました。

4番、施策構築に当たっての踏まえるべき論点ということで、まず環境の問題として、インクルーシブな社会環境の実現ということのご指摘がございました。縦割りではない、対象別に見るのではない、あらゆる人たちを構成していくといったような社会を実現することが必要ではないかということで、その中でも当事者性の認識と発揮ということで、誰もがさまざまな病気であるとか障害であるとか人権が侵害されやすいという状況を経験する可能性があるということを認識・共感して、自分ごとに捉えていくということで、みずからが当事者であるといったような認識を高めていただいて、みずからの意識に基づいて参加していくと。当事者性を高めていくことが必要であるということのご意見がございました。

それから、外国人、学生、高齢者など、今までは福祉施策の主な担い手として認識されてこなかった人たちも当事者として参加していくということの視点も必要であるというご意見もございました。

続きまして、(2)番、次のページになります。

地域生活課題への対応ということでございます。社会福祉法の中では、改正の中では地域生活課題ということが今回大きな視点として盛り込まれていますけども、まさに8050、ダブルケア、ひきこもりといったような、そういった従来ならば家族や近隣の人たちのつながりの中で解決されて課題として認識されてこなかった課題が、これから社会問題化してきているということで、そういったこと、ひきこもりの子供がどこに相談していいかわからなく、親に十分な介護を受けさせることができなかつたりとか、収入が低く蓄えがないまま親と同居している子供が生活困難になったりといったようなことで、そういう複合的な課題というものも地域生活課題と位置づけられるのではないかと。

片方では、もう一つは外国人材の受け入れということで、外国人との共生をいかに図っていくかということが新たな課題ではないかということのご指摘がございました。

もう一つは社会福祉施策のあり方として、自助や互助で対応できない人に対して対象者を限定して公助で対応する専門家の福祉サービスのハイリスクアプローチと、予防の観点で広く対象者を捉えていくポピュレーションアプローチという二つの考え方があるということで、どちらかという従来社会福祉施策というのはハイリスクアプローチを中心としてきたということでございますが、今後は複合的な課題等の顕在化ということ踏まえると、ポピュレーションアプローチという考え方も重視して、そういう福祉の傘を広げて

進めていくということも重要ではないかというご指摘もございました。

次のページに参ります。もう一つは社会福祉士養成課程の中で、そういう包括的な支援体制であるとかそういった科目が創設されているということもございまして、そういうものを踏まえながら専門職の方についても実践で生かしていくことが求められているということもございます。

続きまして、認知症とともに暮らせる社会の実現ということで、これからは85歳以上の年代の方では認知症の有病率というのが4割から8割に上るということで、ある意味では認知症になるのが当たり前、普通になりつつあるということで、そういったことを前提に社会をつくらなくちゃいけない。認知症の人の基本的人権を侵害されるような構造リスクがあるということで、そういったことも踏まえながら統合的にコーディネートしたりとかネットワークキングしていくということが必要ではないかということです。

地域包括支援センターというのは、非常に機能しているわけですが、非常に業務量が増大している部分もあるということで、その地域のネットワークキングを効果的に行うためには、地域包括支援センターとは別に居場所、相談への応需、差別・偏見の解消、社会参加の促進、人材育成、連携推進の五つの機能を持った拠点があるということが重要ではないかというご指摘もございました。

それから、認知症の方が一度入院しますと、なかなか退院後に自宅に戻ることが難しいということが多くということで、最期までみとれるような、そんなような生活の支援、施設・住まいの確保を図ることが重要であるというお話もございました。

次のページに参ります。高齢化等に対応した社会環境の整備ということで、認知症高齢者や知的障害者の方について、意思決定が十分でないということを支援する成年後見がございすけども、制度開始から20年近く経過した今でも大きな問題があるということ、それから成年後見の申し立ての動機でも、預貯金の管理・解約等が多いということで、やはりお金の管理や取引が困難になってきますので、今後、自治体、金融機関、福祉関係職員がこの問題に向き合っていくことが必要ではないかというお話もございました。

それから、イギリスの施策、**living well with dementia** ということで、そういう考え方に貫かれているということで、こういったような考え方というものも踏まえていく必要があるのではないかというようなお話もございました。

続きまして、次のページに参ります。

人と人をつなぐ場ということで、先ほどもインクルーシブのお話もございましたが、対

象者を限定しない居場所ということで、敷居を低く対象者を限定しない場所があるということが重要ではないかということで、そこに相談機能を持ち合わせて交流の場でもつなげていくといったような試みというのも必要であるということで、実際に実施されている部分もございます。

それから、高齢者が居場所で活動することによって、ご自分のほうもそうですけども、そういう交流することによって若年層の方にも影響があるといったような発表もございました。

それから、活動を長続きさせるためには、やはり自分のほうにもメリットがあるとかそういうようなことがあるということがわかりやすいということがございまして、東京の場合はさまざまな社会資源や居場所が多過ぎてわかりにくいということがありますので、そういう場合は見える化して参加者をうまくコーディネートしていく仕組みが必要であるというご指摘もございました。

こうした居場所や人と人とのつながりから、自然と助け合う場所が生まれると、互助が生まれるということがございますということで、そういったような行政の公助と、それから対象を限定しない組み合わせ、コーディネート機能といったものが有効であるというご指摘もございました。

次のページに参ります。

空き家や公益的なスペースの活用ということで、大都市部、スペースがなかなか活動の場の確保が難しいということです。公営住宅の空きスペースであるとか建てかえの際に創出された用地の活用といった、そういったようなことも必要ではないかと。

空き家の活用というのは、所有者の理解が必要であると。片方では公立で抽せんとかで公平性の観点から、常時利用することは難しいということで、片方では社会福祉法人というのが持つ地域交流スペースなどの公益的なスペースと人材資源を活用した地域貢献の取組なんかも今進んでおりますけども、そういったことも必要ではないかということ。

それから、ICTを活用しての参加の形ということで、SNSを活用したバーチャルな居場所というものもリアルを補完したものとして有効性を増していく可能性があるというご指摘もございました。

次に、住まいとまちづくりということで、経済的な困難や孤立、認知症、さまざまな課題は住まいのことに深く関係しているということで、そういう民間の方々と社会との連携によって居場所づくりであるとか生活支援の他に住まい方であるとかまちづくり、こうい

ったような東京ならではの解決策を考えることも必要ではないかということ。

それから、最近、都心のほうにタワーマンションの建設が進んでおります。地域コミュニティとの関係が希薄でセキュリティが高いために周辺の目が届かないといったようなことや、また団地の公園とか集会所のような場所が存在しないということもございますので、こういう新しい形態といたしますか、そういったことについて地域の住民、将来の対応について地域の住民であるとか行政が知恵を出していくことが必要ではないかというご指摘もございました。

次のページに参ります。

(4) 東京で活動するさまざまな主体ということで、まず1番目に福祉人材ということでございます。福祉人材、かなり有効求人倍率も高く深刻な状況でございます。さまざまな手が打たれてきておまして、片方では専門人材だけではない全ての業務を担うという意識を変えまして、業務の切り分けをしていって、そういう補助的な業務というのを地域の高齢者に担ってもらうということもいいのではないかと。その場合、研修とマッチングのシステムというのも必要ではないかということ。

それから片方では、業務量の削減といたしますか効率化ということで、ICTの活用等でまず文書を削減、それから行政側についても様式の統一であるとか手続の簡素化みたいなものも必要ではないか。意識改革で不必要なローカルルールの見直しなども必要ではないかというご指摘もありました。

社会福祉法人等ということで、東京において福祉サービスを中心的に担ってきた社会福祉法人でございますけれども、運営する施設が1カ所のみという場合もございまして、国においても協働化であるとか大規模化に向けた検討というのが行われております。

社会福祉法人自体はそれぞれ皆さん方理念がございまして、地域のつながりや独自の強みを持たれています。片方で経営主体としましては、小規模な法人というのは不利な面がございますので、連携を進めていくことが必要ではないかというご指摘もございました。

次のページに参ります。

それから、都内では、社会貢献活動としまして、地域の社会福祉法人が分野を超えてそれぞれ連携しているような例もございます。そういったような福祉施設が持つ人材や空間、ノウハウを活用した取組ということが複雑化した課題に対応するのに非常に有効な場合があるということでございます。

また、区市町村社会福祉協議会であるとか自治会・町会、民生・児童委員、商店街など

地域に根差した活動を行ってきたさまざまな主体が持つ強みについても改めて検証して、企業、NPO、大学等の多様な主体とつなぎ合わせることで新たな力が発揮できるのではないかということのご指摘もございました。

企業、大学、NPOということで、こういった方々なんかを集積して行って活発に活動しているということも東京の大きな強みであるというお話もございまして、そういった方々が広域的な主体もごございますので、コーディネート機能というものの力があると非常に有効に働くのではないかということ。

それから、都内でも、大学や研究機関というものが積極的に地域にかかわっているということがございますので、そういったことも広がりには期待されるのではないかということ。

それから、プロポノの活動事例も出ております。ご意見では、活動している人の数から考えると、もう少し活動の促進があってもいいのではないかというご指摘もございました。

最後のページになります。

地域の側にもこうした地域の外から入った方、もしくは新しく転居されてきた方々、そういった方々も積極的に受け入れていく、また企業に勤める現役の方も自分が将来、どんなふうに関わり活動していくのかといったイメージもしていきますと、社会活動にスムーズに入っていくのではないかとといったようなご指摘もございました。

そのような形で、私からは以上でございます。

○小林分科会長 ありがとうございます。

それでは、今のご説明を踏まえて、今から11時25分ごろまでご議論いただくということになりますが、その前に少しスケジュールを確認させていただきます。今、お手元の画面の02、資料2のスケジュールPDFと書いてあるところをご覧くださいますと、今日が10月21日で第3回拡大分科会になります。これを踏まえ、11月14日と12月27日に起草委員会、1月も起草委員会で、1月下旬が検討分科会ということになります。

したがって、検討分科会は今日と1月下旬ということになりますので、一応ご承知おきいただければと思います。

もとに戻りまして、論点整理の資料で、最初のページに目次が書かれています。かなり整理していただいておりますが、多様な論点が出されているかと思っております。

これから、ご自由にご議論を、といってもいいのですが、少し絞ってみたいと思います。分量からいいますと、1から3までのところと、4以降というように分けてご議論いただければと思います。

そこで、もう一度簡単に振り返ってみたいと思います。まず「はじめに」のところは、全体のまとめになりますが、二つ目のところで人材不足、それから三つ目で地域包括ケアシステムが進展していること。四つ目のところで、分野横断的な取組が広がっていて連携が必要であること。次が国際化、多様化というところが課題になっていますが、これが「はじめに」の内容で、以上は全体のテーマ設定になり、今回の意見具申の骨子になるようです。

これについては、また後で全体を振り返りまして、目次の検討をご議論いただければと思います。

さて、1に入りまして、2040年までに見込まれる社会の変化というところになりますが、ここでは2ページ目と3ページ目の項目を見てみますと、前置きとそれから人口減少、高齢化、それから出生数の減少と死亡数の増加、外国人の増加というふうな項目になっております。

ここの箇所につきまして、何かご指摘、ご感想等ありましたら、お願いいたします。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 初めに申し上げておいたほうがいいかなと思ってあえて発言させていただくんですが、ここで災害対応の問題がどこにも出てこないんですね。だけでも2040年を考えると、直下型地震のリスクは極めて大きいし、さらに、最近の台風でも東京都内で被害がでました。そこで、台東区で、ホームレスの方が避難所の利用を拒否されて、批判を浴びました。非常時の時に排除が起こってしまったわけですが、決して断った職員を非難するわけにはいかず、組織的な意思決定だったということが確認されています。福祉の立場からいえば、このような非常時だからこそ、ことわってしまうことを受け入れるわけにはいかないのです。

おそらく断った職員はある意味では組織の決定に忠実だったといえるのですが、依頼を断ったら何が起きるかという想像力がなくなっているという問題があります。この取り扱いをどうするかは、是非再検討してほしいのですが、その背景は避難所のクオリティが極めて低いということがあり、支援を必要とする人々には耐えがたい環境であるということも事実です。これから地域で支援を必要とする人が大量に発生する中で、こういう問題が顕在化したときに、ほとんど今までの体育館対応型では対応できないというのはもう誰でもわかっているのに、誰もそれを変えようとしらないという、そういう構造があって、この課題について、ただ社会福祉審議会が長期展望を検討する際にも、是非、この課題を指摘

しておく必要があると思うのです。

なぜそういうことを申し上げるかという、コミュニティケアをきちんと平常時に整備しておく、非常時に機能するということがいえると思います。このことは、福祉からの視点として重要なことです。

実にはいわゆるポピュレーションアプローチとハイリスクの話がそうですが、実はハイリスクの人が地域で生活をしているというのが現実ですから、その場合に災害対応とか認知症もそうだと思うんですが、それをどうしたらいいかというのがきちんと、これいろんなところに関係するので、あえて一番初めに申し上げたい。

それからそれとの関係で申し上げたいのは、1960年から70年代に急激に整備したいろんな施設がそろそろ建替えの時期に入っているんですね。そのときに、市街化調整地域に建て替えて隔離型の施設が再生産されるのは、現代の福祉の考え方に馴染まないと思われるのです。

むしろそれはまさに地域ケアの充実の中で施設機能をどのように地域分散すべきかをきちんと書き込んでおく必要がある。というのは施設というのはやっぱり災害拠点になり得る。ところが立地が不適切なところがあると、施設そのものが大変なことになるということが東日本大震災でも起こっていますし、今回も孤立した特養が千葉のほうでありますけど、そういうことを含めた地域拠点づくりのなかにどう配置していくかというのが非常に重要だと思うのです。

それからもう一つは、空き家の問題もこれ、いろんなところで出てくるかと思いますが、空き家というのをきちんと対応しておく、そういう地域拠点と居場所機能とこれが平時の対応と非常時の対応で両方効いてくるはずで、そこにいわば今までは私的財産に公がコミットすることについて極めてヘジテイトしていたけれども、地域社会づくりという意味で新しい発想でそういうアプローチをしたほうがいいだろうと思います。

これはいろんなところで居場所づくりとして展開しているのは、実は災害時にも有効に機能するはず。この入所の大規模施設って意外と機能しないんです。そもそも満員で、そこにもう10人とか20人受け入れてって無理なんだけど、地域拠点の居場所があるとそこが結構避難所に使えるという話、それはきちっと整備しておく必要があるけど、それは東日本とか熊本も震災などの経験でわかっている、サポートセンターとして機能させるための政策が必要です。

東京都内でそういう発想が各区にあるのかなのかということも含めて、ちょっとリフ

アーしておくべきテーマかなと思います。

あえていろんなところに関係いたしますので、そういう目でこの答申案を見直すと、少し緩い書き方をしているのをもう少し緩くなくするとか、そういうことができるのではないかと。ちょっと初めに申し上げて大変失礼で恐縮です。

○小林分科会長 はい、ありがとうございました。

今のご発言は、確かに重要ですね。そうしますと、「はじめに」のところに、今の災害のことを書くかどうか。それとも次の2040年までに見込まれる社会の変化に書くか、その辺の場所をどこにするかという課題がでてきます。

取り上げることについてはよろしいですね。昨今の状況を考えましたら、多分これは福祉の問題としても重要な課題ですので、取り上げることにしたいと思います。

避難所については触れていないですが、先ほどおっしゃった施設の老朽化の話も含めてどこで取り上げるか。大きな項目でとするか、少し後ろのほうで対応していただくか、考えていただければと思います。

それから、地域拠点が非常時においても重要な意味を持つというのはそのとおりだと思いますので、これは後ろのほうで拠点の整備が今回課題として取り上げられていますので、そこで議論していただいてもいいかと思いますが、全体に、単に長期の見込みということだけではなくて、長期の中に災害対応もふくめて考えたほうがいいたろうという提案はよろしいでしょうか。

では、どこに組み込むかは、一応事務局にお任せして、委員のどなたに伺うかわかりませんが、適切なお意見をいただければと思います。高橋委員、それでよろしいですか。

○高橋委員 もう言っただけのことで、後はよろしく願いいたします。

○小林分科会長 他はいかがでしょう。

では私のほうから。2ページの三つ目のIoT、ロボット、AI、ビッグデータ等ですが、これについての記述がちょっと少ないという感じがしています。後ろのほうで2か所、例えば13ページ、14ページに少し出てくるのですが、何かもう少し充実、加筆できないかなという感じがします。もう少し福祉施策の中でIoT、ロボット、AIなどに関することを組み込むほうがいいのではないかと、関連する分野があるというような指摘が必要ではないかと、という気がしたのですが、皆さんはどのように感じられますか。この領域での専門家はどなたですか。どうぞ。

○白波瀬委員 専門家ではありませんが、高橋先生のご発言を受けて一言申し上げます。

白波瀬です。これまで欠席が多いので十分理解していないところもあるとは思いますが、恐らくこの報告書は私のようにいろんな仕組みとか前提条件についてそれほどわからない者に対しても、訴えるものであるといいなとすごく思うのです。

やっぱり全体としてちょっと、今の災害もあったと思うんですけど、I o Tのところからちょっと戻らせていただくと、少しめり張り感がないような気がします。インクルーシブやI o Tの議論にあっても、あえて福祉から何を見るかというところが一番重要なところのような気がします。今の災害の問題もとても重要だと思ひまして、特に東京での例となると、外国人籍の方が多くて、言葉の問題でメッセージがうまく届かない場合はとても深刻で、基本的な話なんですけども、具体的にどういう問題があり、どう解決されることを想定しているのかの議論が重要です。あとやっぱり都市というのは本当に災害に弱いところだという感想ですので、住民たちはどれぐらいの準備をできるための情報が行き届いているのかという、何か足元のところですが、そのところに言及するというのは、私はすごく重要なことじゃないかと思ひます。

それで、I o T云々についても、いろんなところで言われている話なので、あえて福祉の観点からI o TとかA Iとかあるいはロボット、介護ロボットということについて、少し書き込んでいただけるとすごくいいんじゃないかと思うんですが。抽象的な言い方になるんですけども、I o Tが云々というだけではなくて、特定の職業がなくなってしまうといった議論だけでもなくて、何か大都市の現場としてI o Tの問題を指摘していただくのがよいし、そういう書き方ができないかしらと思ひました。

以上です。

○小林分科会長 ありがとうございます。

前回の意見具申は人材が中心でしたね。どちらかというとな専門的な福祉人材が不足しているけれども、これを補ういろいろなやり方があるというような答申だったと思ひます。

今回の議論はどちらかといいますと、住民のところに光が当たっているというのでしょうか。地域・住民のところでもどのような問題が起きているか、何ができるかというようなところに入ってきているのではないかと思ひるので、前回の具申と今回の具申を比較していただくと、焦点の据え方が変わってきているのではないかという気がします。

今、白波瀬委員がおっしゃったようなめりはりをどの辺に置くかは大変大きな問題ですので、またご議論いただけたらと思ひますが、あと情報の問題、情報弱者になるかもしれませんけども、その辺は前回の具申では書いていないと思ひるので、もう少しあったほうがい

いかなという感じがしますが、この辺はいかがでしょうか。

では、これについては後で、今の議論を踏まえてご意見いただければと思いますが、1のところでは何かつけ加えたほうがいい統計等についての指摘ありますでしょうか。どうぞ。

○寺田委員 ただ1点なんですけれども、建物建替えの問題の前に、やっぱり耐震化をここに入れたほうがいいかな。あるいは耐火とか、あるいは不燃化だとかと言う問題のほうに先に優先するのかなというふうにちょっと思いますけども、その点だけもし入れていただければありがたいなと。

○小林分科会長 建物について福祉の分野からどのような指摘するかということと、一般的にそのような課題があるということですね。はい。

では、よろしいでしょうか。

次の2のところに行きたいと思います。前期意見具申後の都の取組について、2のところでこれまでの都の取組が書かれておりますけど、ここはよろしいでしょうか。

何かあったら戻っていただければよろしいかと思いますが、では、3に参りまして、社会福祉分野において発生する課題とその背景、対応の方向性に行きます。

このうちの、(1)が今後の社会福祉施策を考える上で必要な視点ということですが、まず(1)だけ取り上げたいと思います。ここでは家族の問題が取り上げられておりますが、今日は山田副委員長が来ておられないので残念なのですが、要するに近代家族が機能不全を起こしていて、そこからいろいろな問題が起きているということがここに書かれていて、さらに、社会保障システムでは対応できない課題がある。地域の担い手、人材不足の問題があるというのがここでの必要な視点ということになっています。

ここはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○高橋委員 前から気になっているんですが、テーマは福祉施策のあり方ですね。タイトルは。ところが、こっちへ行くと今度は社会福祉施策とある。その使い分け、これ別に、紙の上の論争をする気は全然ないんですが、社会福祉法を扱うとそうなるのかもしれないけれども、ただ扱っているのはいわゆる社会福祉事業だけではないし、社会福祉で扱っている、今度の改正で非常に広くなっちゃったので、余計、社会福祉よりは福祉施策のほうはまだ、あるいは医療福祉、住宅というある種のそれこそインテグレートケアなんですよ。総合政策的なアプローチで社会福祉の位置づけを今まで社会福祉と言われていたものの位置づけが変わり始めているんじゃないかというのが多分2040年を見通したときの大きな議論なので、そこら辺の、これは社会福祉審議会だから社会福祉施策というのもト

ートロジーで、これは社会福祉事業法時代の法律ですから、それはそういうことなので、ちょっとそこら辺を少し敏感になっておいたほうが。そうしないと災害対策の話とかそういう話で、社会福祉というのはやっぱり例えのイメージを物すごくお持ちになる方が多いはず。ここで扱おうとしているのは、そうではなくて地域が変わっているよということは、これはもう46答申以来、ずっと審議会で言ってきたことはそういうことだったと思うのですが、そこら辺のことを含めてちょっと点検していただけないでしょうか。

○小林分科会長 わかりました。では、今の議論の仕方を少し変えまして、3のこれは社会福祉分野において発生すると書いてありますので、高橋委員が言われた比較的広い社会福祉ということについて……。

○高橋委員 ここがソーシャルウェルフェアの……。

○小林分科会長 その議論はこのタイトルの立て方にも関係ありますので、後で少し精査していただくことにします。

項目だけ見ていただければと思いますが、3の(1)が今後の社会福祉施策を考える上で必要な視点。それから5ページに行きまして、(2)が中長期的な都の社会福祉施策のあり方。(6)が東京の特性を踏まえた社会福祉施策のあり方。それから7ページに行きまして、社会福祉の担い手とその役割及び連携という、こういう構成になっています。

ですので、これを踏まえて、今の話は社会福祉というのを狭く捉える場合と、福祉を広げる場合とは違いますし、さらには東京都、さらにより一般的な、一般的というか全国的なというのでしょうか、広く捉えた場合と、視点の違いがあるようですので、ここでは細かく見ていこうかと思ったのですが、全体を見ていただいて、このような項目建てで書かれている課題につきまして、何かお気づきの点がありましたら、ご指摘、ご議論いただければと思います。いかがでしょうか。

ここは社会福祉分野において発生する課題とその背景。それから8ページは4が福祉施策構築に当たって踏まえるべき議論ということで、これも少しフォーカスしているのだろうと思うのですが、もう少し一般的な背景や対応の方向性について議論をしますというような書き方になっているかと思えます。

いかがでしょうか。どうぞ、白波瀬委員。

○白波瀬委員 何度もすみません。

私も少し混乱したのですが、住民の立場からというお話がありました。そこは福祉分野というところ、初めのところで社会福祉施策というところのより具体的などころでと

か、説明が最初にあるとよくて、それから最後にまた東京都の社会福祉施策というところに結びつくというのはいかがでしょうか。やはり、概念的で理念的な言及がまずあって、より具体的なところで福祉分野というように、段階をもって書き込むのはいかがでしょう。住民に近いところで現場の問題が具体的に語られていて、同時に社会福祉施策というところでまた戻って方向性が見えるというほうが読み手としてはわかりやすいと思うんですけど。

○小林分科会長 具体から始めて、一般化した結論を示してくださいということですか。

○白波瀬委員 というか枠組みからまず始めて。

○小林分科会長 枠組み。そういう考え方があるかと思いますね。

○白波瀬委員 のほうが、分野が違くとわかりやすいかなという。

○小林分科会長 はい。承知しました。これも議論させていただこうと思います。

他はいかがでしょう。どうぞ。

○和気委員 和気です。

質問ですけれども、前回の答申が地域包括ケアを支える人材ということだったということで、今回のそのテーマを焦点化するということがいま一つわかりません。きょうの審議テーマが2025年以降の将来を見据えた東京の福祉施策のあり方と資料には書かれていますけれども、これは答申のテーマというわけではなく、これからテーマを絞っていくのか、あるいは2025年以降を見据えた施策を考えるということ自体がこの答申になっていくのか、その点確認させてください。

○小林分科会長 これは事務局から説明をお願いします。

○永山福祉政策推進担当課長 最初に平岡委員長からご提示がございましたテーマというのがこの2025年以降の将来を見据えた東京の福祉施策のあり方ということで、これについてご議論いただくというふうになっております。

○和気委員 それが答申のテーマ。それが報告書のテーマにもなる。

○永山福祉政策推進担当課長 意見具申のテーマになるという。

○和気委員 なる予定という理解でよろしいですね。

○永山福祉政策推進担当課長 というふうに伺っています。

○和気委員 そうなると、かなり幅広い領域を網羅して方向性を示すことが必要ということを知りました。ありがとうございます。

○小林分科会長 先ほどの白波瀬委員のご意見ですが、福祉サービスやその人材というの

はどちらかというとまだ施策の中に入っているような気がします。

○白波瀬委員 もちろん全部だと思います。

○小林分科会長 全部ではないし、前回の具申でも、フォーマル／インフォーマルなど書いてあるので、別に住民だけとか、公的なサービスだけを取り上げたわけではないと思いますが。

○白波瀬委員 ただ、そのときに住民をどう位置づけるかというところもあります。住民にとって使うサービスという点から言うと、当然人材の話も入ってきますし、住民自体が人材になるという観点からも捉えられるので、ちょっとそこがもう少しはっきりしているといいかなという感想を持ちました。私が混乱しているだけかもしれませんけれど。

○小林分科会長 これはまた後で整理をさせていただければと思います。地域福祉計画においては地域生活課題という概念が入ってきて、それが施策の対象になってきているということ、それから住民のいわば主体的な活動をどのように支援していくかということも施策の中はかなり入ってきていて、居場所づくり等々が後ろのほうに書かれていますので、住民寄りの施策をどのように考えるかということが論点になってきているのかなという印象をもっています。どうぞ。

○栃本副委員長 私はオブザーバーなのでね、マイクまで切られちゃったかもしれないけど、それは冗談です。

今、事務局のほうで2020年度以降の将来を見据えた東京の福祉施策のあり方というのがテーマとしてお話があったわけですね。もちろん前のほうは、前回の人材というのが包括されちゃって、その後、住民ということをおっしゃったんですけど、今回の、これはあくまで意見具申ですので、最終的には来年スケジュール感は示されましたけれど、東京都に対して意見具申を行うということで、その場合、東京の施策のあり方についてという題名で意見具申をするわけですから、かなり重たいものなんですね。すごく。包括的で。

それともう一つは、前半の部分は現状であるとか将来とか現状認識、社会に対する認識というものがあって、その部分が各所にちりばめられていますけれど、今の会長がおっしゃったように、7ページとか8、7、9以降というのは、具体的な具申ですから、東京都に対してこれをしなさいとか、これはこういうことですよということを申し上げるのがこの意見具申の趣旨ですので、一般論的なものは書かないといけない。じゃないと現状認識とかね、将来がどうなるかということを示さなければ、東京都に対してこういうことを重

点化しなきゃいけないとか、例えば先ほどの高橋先生がおっしゃったような、福祉と災害ですよね。これは極めて重要な柱建てになるでしょうし、そのことについて東京都に対してこういう観点から施策というものについてこれをしなきゃいけないということだと思うんですね。

だから、住民という言葉が出ちゃったからね、なんだけど、私の認識は少なくとも東京都に対して、都民が見ていただくということも大事だし、それも重要ですよ。だから、その一方で、今の実施のことも含めてね、あと後ほどお話ししますが、アライアンス、いろんな意味でサービス提供事業者であるとか法人であるとか、医療であるとか、そういうものの連携というものが進まない、例えばロボットであるとかね、その他もろもろのことをやったとしても効率的にならないわけですから、そういうようなことについてもっと展開するという、そういうような議論になると思うんですよね。

だから、意見具申ということで、東京都に対してこれをこういう観点から柱として考えなきゃいけないということを具申として申し上げるとするのが最終的なことですよ。

○小林分科会長 それはそうですね。後のほうは、都に対してどういふようなことが必要かということ提言するということですが、やはり今回は、何かインフォーマルよりもちょっと住民という概念に近づいた分野が書き込まれているような気がいたしますので、その辺を少し踏まえて議論していただければと思います。

どうぞ。

○栗田委員 先ほどの件ですが、高橋委員がおっしゃった、福祉施策という言葉を使うか社会福祉施策という言葉を使うか、この辺を少し敏感にならなきゃいかんという話があったと思うんですが。私は職業上、医師なので、先生の今おっしゃったようなことはある意味初めて気づかされたことでありまして、これ全体を読んでも、福祉施策という言葉と社会福祉施策という言葉がいろいろちりばめられて使われているんですけども、読んでみると、私が読んだ感じでは、社会福祉という言葉はソーシャルウェルフェアという非常に広い意味で使われている言葉であろうと、読んで印象を受けたわけでありまして。ただ、先生がおっしゃるように、福祉という領域には縦割りの性質があるので、言葉の使い方としては、前提として定義みたいなものがないと、読む人によっては非常に混乱するのかもしれない。

おそらくここで言っている社会福祉は非常に広いソーシャルウェルフェアという意味で、ほとんど福祉施策と社会福祉施策は区別されずに使われているような感じがするので、そ

れならばそういうことで、きちんと最初に定義していただければ、自然に読み込むことができるかなと思いました。

その辺、ちょっとご検討いただければと思います。

○高橋委員 一言、今の。理屈としては全くおっしゃるとおりなんです。ただ、組織の中に入りますと、福祉事務所を中心とした、僕はせっかく福祉保健局になったものにね、相変わらず旧衛生局と旧民生局が二本立てになっていると僕は思うんです。それをあえてやっぱり現実に認知症対策は生活支援とそれから医療のアプローチとのデュアルシステムになっていますし、それから生活支援ということになったら居住支援をやったら住まいの話と生活支援の話が重層化しないと。そして、そこにALSの患者さんとか、そういう難病の人たちが地域で生活するようになったから、こういう議論をせざるを得ないわけで、ちょっとそこら辺のニュアンスが、僕は決して公務員の悪口を言うわけではない、学者もそうなので聞くんですが、社会福祉って社会福祉事業の世界で頭がびんときて縦割りなんですよ。

それは今度の社会福祉士の関係の改革もそうなんだけど、また社会福祉が復活して、それがソーシャルワークだと理解しにくいことがいわれて、とてもわかりにくくなっているんですが、そういうことを含めて、ちょっと、とりわけ先ほどおっしゃる東京都の行政官と、それから、市区町村の行政官にメッセージを出すとしたら、ちょっとそこら辺は注意をして、これはソーシャルウェルフェアの意味の社会福祉だといったって、彼らは社会福祉事業の福祉事務所を頂点とした旧来の社会福祉行政の頭で物を考えるので、そこら辺の使われ方というのを相当注意しながら、理論的には全く先生おっしゃるとおりで、ソーシャルウェルフェアということ、ところが、ソーシャルウェルフェアという言葉は非常に使われる頻度少ないよね、英語的に言うと。何か挨拶の言葉みたいな使われ方をしているものですから、ということでちょっと起草段階でもう一回ちょっとご検討ください。

○小林分科会長 今の議論との関連ですか？

では、どうぞ。

○藤原委員 ありがとうございます。藤原でございます。

イメージとして、社会福祉というよりも、2040年以降に東京都における福祉社会を実現するというような意味なのかなと思っていたんですね。というのは、ソーシャルウェルフェアであったりとか、あるいは、ウェルビーイングといったような、何かそういう包括的なものを東京都としてどこを目指すかと。そのときにどういうステークホルダーが、

住民も含めて関係してくるかということになるかと思いますが、ビジョンを何か1枚の大きなポンチ図といいますかね、よく厚労省が地域包括ケアですとか、いろんな概念をイメージするのにポンチ図を描いていますね。あれを東京バージョンといいますか、国はどうしても郡部であろうが、東京のような巨大都市であろうが、できるだけ共通的なものをつくらざるをえません。しかし、東京としての何か広いビジョンを1枚イメージ図みたいなものにして、それに向けて、どこの部分が例えば災害も必要であるとか、あるいは、認知症の人はこういうところが必要みたいなところが出てくるんじゃないかなと思います。そういうイメージを共有するというような、見える化が必要かなと思っております。

以上です。

○小林分科会長 この議論は神学論争になりかねませんので、また検討をさせていただきますけれども、後にさせていただければと思います。

それで、何を考えなければならないかという、今、見ていただいている3のところですね。項目を見ていただきますと、(1)が今後の社会福祉施策を考える上で必要な視点、(2)が都の中長期的な福祉施策のあり方、次が東京都の特性を踏まえた社会福祉施策、次が担い手なのですが、次の4に入ってくださいと、(1)がインクルーシブな社会環境、(2)が地域生活課題ですね、それから、(3)が12ページへ行きまして、人と人をつなぐ場、それから、最後の(4)が東京で活動するさまざまな主体という、このような項目になっているので、実は4の内容全体について福祉という表現をするのか、社会福祉と表現するのかというように考えていただいたほうがいいのではないかなというのが私の印象です。

それで、これはもちろん行政に向かって発信するのですが、行政だけではなくて、やっぱり一般住民、都民の方々にも読んでいただくことになりますので、その辺の宛先をどう考えるかという議論ですね、そこも踏まえた文言の用語の調整が必要ではないかという感じがしています。

よろしいでしょうか。もう一度、内容がどうなっているかということ踏まえて、福祉とか社会福祉とかということ、考え直したらどうかと思いますので、少し定義自体の議論から少し外れて、考えていただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

そうしますと、すみませんが戻っていただきまして、3のところ何かつけ加えておかなければいけない項目について。

どうぞ。

○筒井委員 3というよりか、1に近いですね。少し話題が戻りますが、2040年までに見込まれる社会の変化における、IoT、ロボット、AI、ビッグデータに関してですが、データポータビリティ権についての考え方は追加してもらいたいと思います。

社会福祉における個人データは、機微情報が多いことが特徴です。データポータビリティ権の設定に関しては、わが国でもやっと議論されるようになりましたが、社会福祉領域で、いわゆるビッグデータ分析に際しての、個人データポータビリティ権との整合性をどのように考えるかについては、必要になってくると思います。

おそらく、4ページの、「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」というところにも、個人のデータ権との関係をどうすべきかは、検討すべきと考えます。

東京は、インバウンドが多いこともあって、検討すべき内容になってくると思いますので、最初に入れておいたほうがいいかなと思いました。

以上です。

○小林分科会長 もうちょっと福祉の観点から、ポータビリティの話をしていただけますか。

○筒井委員 経済産業省では、2017年に「データ流通環境整備検討会AI、IoT時代におけるデータ活用WG中間とりまとめ」を出していますが、「パーソナルデータの主体である本人の意向を踏まえたデータ流通・活用を推進するためには、本人が提供した官民が保有するデータを、再利用しやすい形で本人に還元又は他者に移管できるデータポータビリティは重要な機能である。」とされ、2017年11月から2018年4月には、経産省と総務省の合同で今後の日本におけるデータポータビリティに関する検討・実施のために各国事例や法制度等の基礎調査が実施されてきましたが、パーソナルデータに関する個人の基本的権利を保護するため、パーソナルデータの保護に関するEU域内での統一的なルールを制定してきています。日本では、データポータビリティの必要性については、医療への応用という点で検討されることが多いのですが、EUでは、パーソナルデータに関する個人の基本的権利を保護するため、このパーソナルデータの保護に関するEU域内での統一的なルールを制定しています。この中には、例えば、消去権の提示もあります。

このように、データポータビリティ権というのは、比較的、新しい内容なので、議論というか、データについて、どう扱うべきかという態度については、示しておく必要があるかなと思っています。

○小林分科会長 個人情報の問題になりますね。

○筒井委員 そうですね。個人情報保護に関する条例を今もかなり強固に持っている自治体があますね。例えば、災害時での対応の際の名簿の利用などについては、東京都では、どのように把握されていて、どのように使うかについては明文化されています。

○小林分科会長 それはもう名簿で出しているということになっていると聞いているのですが。

○筒井委員 わかりました。おそらく他の施策とも関連するでしょうから、今後、東京都として、個人データポータビリティ権について、どういう対応をすべきかについては、確認していただければよろしいかと思います。

○小林分科会長 そうですか。事務局、何か、この辺で都の動きというのはあるのですか。では、調べていただくということでしょうか。

○永山福祉政策推進担当課長 ちょっと、他の部署にも確認してみますので。

○小林分科会長 では、これについてはもう少し後で出させていただくことにしまして。

横山委員、どうぞ。

○横山委員 ちょっと言葉というか、ぷつっと終わっている感じがするところがあるので、そこだけちょっと感想を含めてつけ加えたいんですけど、5ページの（1）の最後の地域の活動の担い手のところに、高齢者や主婦は就労に向かい、学生もアルバイトに多くの時間を割いており、ボランティア活動の拡大を期待することは難しいとあるんですけども、私のところの組織、ボランティアセンターですとか、全体のほうに人を送っている中で、いろいろ中でやっていると、ちょっと違和感を感じるんですね。

いわゆる、忙しくなったから、それから、アルバイトやっているから、だからボランティアを拡大しないんだというのは、ちょっとまあ、それは物理的にはそうなんです。それは否定はしないんですけど、強い使命感を持っている人は、どんなに忙しくても、どんなにアルバイトやっても来るんですよ。アルバイトはやるし、それから、災害とかボランティアとかやるんですけども、そうじゃない無関心な層がまたふえていまして、その部分がやっぱり何か内面的な部分が少し足りないのかなど。物理的にはこれは否定しません。ただ、何かここで難しいと決めてしまうと、ボランティアはこれ難しくなるんだというふうに印象を受けてしまうものですから、何か加えてほしいなというのが希望です。

○小林分科会長 これは私も少し気になったところなので、修文をお願いしたいと思います。

今、手を挙げられたのは、白波瀬委員でしたか。

○白波瀬委員 すみません、1点だけです。

今の筒井先生の情報のところ、すごく重要なんですけど、多分、案件がちょっと複層的なので、地域の観点からというのは検討が必要だなと思いました。

言葉のところを1点だけ。いろんな意味で多様性、多様性と言っている割に、すごく単純化している行動パターンなので、ここは少し修文をお願いしたいと思います。

4ページのところなんですけど、これ太字のところ、ごめんなさい、これだけはちょっと言いたいので。

「社会の等質性といった前提の揺らぎ」という4ページの一番下のところなんですけれど、等質性という言葉は私としては違和感があります。こういう報告書の中で、「等質性」を前提としたような使い方は、若干、不注意というか、こういう形では言葉としては出さないほうがいいんじゃないかなと思います。

というのは、等質性というのは、一つの解釈としてそういう研究もありますし、そのことに対する異議申し立てというよりも、今まで伝統的とか、画一的な何か一つの前提条件を所与としていることについて、こういう言葉を用いられることに賛成できません。ただ、この部分を執筆された先生の意図もあると思いますので、ご検討いただけるとありがたいです。

○小林分科会長 何かいい提案はありますか。画一的、伝統的、これは多分山田委員が言ってらっしゃったような気がするのですが。

○白波瀬委員 ですから、そこはご担当の委員のご判断にお任せします。

○小林分科会長 では、それはそのように。

○白波瀬委員 前提が揺らいでいるということです。

○小林分科会長 はい、承知しました。

あとはいかがでしょうか。

では、よろしければ、3も含めまして、実は4のところ、やはり今回の一番重要な意見具申のポイントになりますので、ここに行きたいと思います。また、3に戻っても結構だと思います。

4の項目ですが、(1)がインクルーシブな社会環境の実現。あらゆる人の包摂と当事者性、(2)は、今回入れていただいたものだと思いますけども、地域生活課題というのがこの施策の内容に入ってきますので、この概念を取り上げていただいています。これも議論がいろいろあってなかなか難しいのですが、極めて通俗的な言い方をすれば、上のほう

の地域生活課題というのは、どっちかという「我が事」ですね。地域生活一般でこんな課題が起きている。そこで問題が見つかったときにどうするかというのが出てきますが、次のところは、これはいわゆるハイリスクアプローチというか、特定の個人への対応、個別支援を必要とするというような、そのような人たちへの対応の両方が地域生活課題として出てきているということになります。

それから、外国人材の受入れ、これも両方の意味があると思います。

それから、次のところで、先ほどのハイリスクアプローチ、ポピュレーションアプローチの考えが整理されておりまして、この辺が前回の意見具申とは少し違ってきているという気がします。

それから、10ページへ行っていただいて、認知症の課題についてはいろいろご議論いただき、ここにまとめていただいているということになります。

それから、11ページが、高齢化等に対応した社会環境の議論で、成年後見の今後のあり方、これも環境の中に入っているようですけれども、それから、預貯金等のいわゆる金銭管理の課題。

その下のところは、認知機能が落ちていく中でも、買い物や金融関係機関の利用、これは一般の市民生活の中でも必要ですから、ここをどうするか。ここでの民間と連携というのは、これは民間の金融機関の意味ですね。これと連携するような何らか仕組みが必要だということで、それから、イギリスの認知症対策の話が書かれています。

それから、3番目が人と人をつなぐ場ですが、先ほどから出ておりますように、居場所、交流の場づくりというのはすごく重要で、先ほどの高橋委員のお話ですと、そこは例えば有事の場合も、その準備になるのだというようなお話があったと思います。

関連して、空き家、公益的なスペース、それから、住まいとまちづくり。

次が、東京には活動するさまざまな主体があるということですが、以上が新しい意見具申の内容になっています。これを社会福祉というか、福祉というかという議論もできると思いますが、それは置きまして、こういう内容の整理を事務局でしていただいたということについて、お読みいただいたと思いますので、項目の立て方でも結構ですし、内容の点でも、問題ではないかという点がありましたら、ご指摘いただければと思います。

どうぞ、お願いします。

○井上委員 ありがとうございます。井上と申します。よろしく願いいたします。二つお話をさせていただきます。

一つ目ですが、ご指摘いただいた9ページに、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチという二つの言葉がありますけれども、この言葉を前面に出したほうがいいのではと思いました。そして、人はどちらかだけに属するのではなく、ある時点では予防的なポピュレーションアプローチのみの対象だった人が、ハイリスクアプローチの対象になる可能性もあるわけなので、そこを含めて書いたほうがいいかと思いました。

二つ目ですが、災害や住宅や教育や産業など、どの分野も福祉を意識して施策をつくっていますので、あらゆる分野のなかに福祉が入り込んできているという視点と、従来の福祉のなかで課題が重層的になっているという視点、その両方が文章のなかで混在して書かれているので、そこを意識的に書き分けられると理解が進むのではないかと考えました。

○小林分科会長 いえいえ、そこが一番大切なポイントではないかと思います。ハイリスクとポピュレーションを両方合わせて福祉を組み立てていこうという考えが、今回のこの具申のかなり重要なポイント、理論的なポイントになるのではないかと思います。

はい、どうぞ。

○高橋委員 これハイリスクとポピュレーションというのは、もともとは公衆衛生の言葉ですよね。それを無防備にこっちへ持ってくると、措置の話がちらちらと出てくるんだと思うんです。措置で意図的に施策対象を今は限定していたわけね。それがいろんな問題を引き起こしたというのは、これある種の行政の不作为だと思っているんですが、そういうことを含めて、ちょっと、インクルージョンもそうなんだけど、横文字の使い方ってちょっと神経を使わないと、大体、インクルージョンって何という人が多分7割から8割、ハイリスクも多分それに近いですね、ポピュレーションも。

そういう意味で、これ重要なのは今おっしゃったように、ハイリスクとポピュレーションが相互に行ったり来たりするところがあるところが、だから福祉のウイングを広げないといけないという、そういう議論。介護保険がまさにその突破口だったと思っているんですが、そういうことを含めて、そうすると介護予防とかね、あれば要介護予防なんだけど、そういう議論とか、それから、生活困窮者自立支援法って、あれは物すごく重要な条文があって、おそれのあるものという言い方をしているんです。あれはハイリスクですか、ポピュレーションですか。両方に丸がつくはずですね。

要するに、おそれのあるもので、しかも多様な課題に対応するということは、住民のさまざまな生活困難の可能性に対して、行政的にアプローチして支援会議もつくった話になってきたわけだから、そこの辺のニュアンスがこれだとちょっと出てこないの、いい提

案は僕はすぐぱつといかないけれども、ちょっとそこら辺は少し議論して、そうすると、多分、議論していく過程の中で、東京都としての方針みたいなものも、多分出てくるような気がするので、ぜひご検討をいただきたいと思います。

○小林分科会長 おっしゃることはそのとおりだと思うのですが、用語をどうするかというのは確かに問題ですね。

どうぞ。

○渡邊委員 渡邊です。

私は、主に認知症や住環境にかかわる専門職の教育研修、検定センターの運営をしています。最近、訪問医療・介護・リハビリに関わる専門職、ケアマネジャーなど数人の方から聞いたのですが、在宅ケアを受けている患者さんの様子から、それとなく「認知症の初期のうちに専門医に診察をした方がいいのではないかと」と家族に言いますが、「うちの親は大丈夫」と家族が否定し受け入れようとしないと聞きます。

認知症を正しく理解している専門職の育成に合わせて、家族をはじめ一般人、企業に勤める人たち、認知症の親を抱えている人たちが年々増えています。認知症予防について、認知症の種類や特徴、コミュニケーションのとり方など基本的な知識や対応の仕方の事例を入れた教育研修が求められていると思います。また、今後ますます高齢化が進む超高齢社会になること、認知症について、基本的な教育は義務教育など学校教育にも入れた方がいいですよ。

私自身、今年1月にちょっとした不注意から背骨の圧迫骨折や腰椎すべり症で4か月間入院しました。入院中は、まさしく医療現場実習のようなものでした。現在は、在宅サービスでリハビリに励んでいます。少しずつ外出が出来るようになりました。2つの病院に入院しましたが、入院患者のほとんどが後期高齢者でその半数の人が認知症の人でしたね。

病院の関係者が看護師はじめ専門職が慢性的に不足していると言っていました。看護師、介護士の人たちはとても大変な作業で、とくに認知症の人の対応に苦労されていました。認知症のことを正しく理解している専門職の連携と家族の理解が必要になるだろうという現状と今後の対応策とくに認知症についてお伺いしたいと思います。

○坂田高齢社会対策部計画課長 ちょっと、栗田先生がいる場で僭越なんですけど、高齢者社会対策部の坂田と申します。

これは様々な施策というのは、初期のころから重度にかけて様々な施策をやっているんですけども、先ほど、訪問するドクターの話がありましたけれども、ご家族の方々が受

診をされたくないというケースについては、国の制度の初期集中支援チームということで、ドクターだとか、それから、看護師さんだとか、精神保健福祉士だとかがチームとなった形でお伺いするような制度もございます。

また、認知症疾患医療センターということで、各市町村に東京は指定をしているんですけども、二次医療圏ごとには拠点型の認知症疾患医療センターというところがありまして、そこにもアウトリーチ事業ということで、各区市町村がやっている初期集中支援チームがなかなかちょっと難しいという部分のケースがあった場合には、そのアウトリーチチームが補完をすとか、支援するといった制度もございます。

また、ドクターとかが絡まない形でも、国のほうの制度、認知症の地域推進員という形で、看護師さんだとか、看護師さんじゃなくても、福祉の関係の方でも、そういった方々が地域で活躍をされるようなケースもございますし。加えて東京都では認知症支援コーディネーターという形で看護師さんなどを区市町村に配置できるような、伴走できるような制度を設けていて、家族の方、地域のご近所の方でも、その家族の方がなかなか受診されないということがあれば、地域包括支援センターと区市町村のほうにご相談していただいて、その看護師さんをご自宅へお伺いするような、そういった様々な事業はあるのですけれども、なかなかまだまだ浸透していない部分でございます。

また、一般の方々の教育というお話もございましたけれども、認知症サポーターの養成講座というのは、もう全国にかなり広がっておりますし、東京都の中でもかなりの方々、何十万人の方がその講座自体を受講していただいて、1時間から1時間半ぐらいの簡単な講座で、本当に基礎的な知識を得るような形で、区市町村さんによっては、中学校だとか小学校でその講座を設けているところもありますけれども、先ほどの渡邊委員が言うように、まだまだちょっと不足している部分、周知が足りない部分というのはありますので、引き続き東京都も協力していかなければいけないことなのかなと思っているところでございます。

○渡邊委員　そういう研修の場合に、現場実習みたいなものが入っているんですか。

○坂田高齢社会対策部計画課長　サポーターの養成講座というところですか。

○渡邊委員　そういう病院とか施設に行って、実際の認知症の方の生活というか。

○坂田高齢社会対策部計画課長　先ほど専門職の方、例えば、認知症支援コーディネーターだとかは、基本的には看護師さん等で、何年間か認知症の方へのケアというのを、関わった方になるような仕組みとしてはなっています。

最後に申し上げた認知症のサポーター養成講座は本当に一般の方々に向けてのもので、特にまずは認知症ってどんなものか知りましょうとあって、住民の方々に知っていただくようなものでございますので、住民の方向けではそういったものですし、専門職については、かなり専門的な方にやっていただくような形にはなっています。

ただ、その方々が全てをケアするわけではないので、地域包括支援センターだとか、そういう職員も認知症のことについてきちんと学んでいく必要があるのかなというふうに思っておりますので、そういった研修だとかセミナーみたいなものをさせていただいているところでございます。

○渡邊委員 ありがとうございます。

○小林分科会長 どうぞ。

○和気委員 和気です。

認知症については、先ほどのサポーター養成講座などで、地域住民、学生も含めて、少しずつ認識が深まってはきていると思いますが、一方で、インクルーシブな社会環境の実現というタイトルはいいんですけれども、あるいは、当事者性の認識と発揮という考え方はいいのですが、どういうふうの実現していくかという視点が余り書かれていない。とりわけ一般の方々がこの認識を深めていかないと、共生社会は構築できないということになると、今、社会福祉学の学会のほうでも、包摂型社会の実現に向かっては、やはり人々の福祉教育、いわゆるインクルーシブ教育が必要だという検討をしています。

これは教育との連携になるので、なかなか前進は難しいんですけれども、小さいころからそれに触れていくような地域での取り組み、あるいは、学校教育を含めた取り組みが必要で、それが当事者性の認識という意味では、遠いようで一番近い道なのかと考えています。

また、今は学生が年金制度がサステナブルになるかを考えているかどうかという課題で、本学の学生も年金制度について例えば中学とか高校で勉強したかと聞くと、ほとんど知らない、勉強もしていない。道徳教育はやったけれども、いじめはいけないという教育は受けたけれども、自分たちの年金がそもそもどうなっているのかは、社会や公民の中でも学んでいない。受験勉強をしていましたという学生も多い中で、その自分たちが当事者であるという認識が小さいころから、あるいは、高齢者も含めてきちんと認識共有できるような社会がつかれないと、ヘイトスピーチなどの排除の論理が身について、それが専門職や行政の中にも浸透していく根源になっているのかなと思います。そういった解決のため

の方向性に関する議論も、どこかで入れていただいたほうがいいと思います。

○小林分科会長 ありがとうございます。先ほどの渡邊委員のご意見ですが、これは医療と福祉、生活ですね、生活の場での医療が地域の場合には特に重要になりますのが、これは栗田委員、いかがでしょうか。医療と福祉の連携という話はよく出てくるのですが、いいモデルというのでしょうか、地域で認知症の方が暮らせるような何か、暮らしているというような、そういうモデルがあるといいのかなと思ったのですが。

○栗田委員 これはまさに、現在の国の認知症施策の根幹で、私どもはこの仕事を30年近くやっていて、ある意味では、その一つの可能性の高いソリューションが、この社会福祉審議会の中でも議論させていただいた、居場所をつくること、地域の拠点をつくること、認知症の人もそうでない人も一緒に過ごせる空間を確保して、そしてそこで相談もできるし、生活支援のネットワークづくりもやるし、さらにそこで地域包括支援センター、かかりつけ医、認知症初期集中支援チーム、これは、医療と地域包括支援センターが一緒に行動できるような仕組みなんですけど、そういうところともつながれる、一つの入り口になっている。だから、一つの可能性のあるソリューションとして、そのような居場所をつくっていくということがモデルになるのかなと思っています。他にもたくさんあるんですけど、これはもう、とてもとても書き切れないものであります。

最近の動きとしては、この6月に政府で認知症施策推進大綱が閣議決定されて、5本柱ですが、その中に普及啓発が一番上に入っておりますので、その方法論も、今いろいろと議論されているところですけども。そして、今後、現在提出されている認知症基本法案が国家を通れば、それに基づいてさらに具体的な基本計画を都道府県、市町村でつくっていくことになりますので、その辺のところでも分トータルな政策がカバーされることになります。

○小林分科会長 栃本副委員長。

○栃本副委員長 今の言葉は、この報告書の今日の資料10ページ目のところの、下から2番目のやつなんだけど、その居場所づくりの部分なんですけど。

さっきお話ししましたが、これから起草委員会を何回かやって、今日の議論を踏まえていろいろとブラッシュアップしていただくということなんだけど、かなり、もう既に提案レベルというか、この部分は重点化しなきゃいけないとか、東京都に対して、あと市区町村というかの部分、あと関係者以外の方々にも、これを考えて、ないしは、先ほどの教育との関係もそうだし、そういうものはかなり出ていると思うんですね。だから、もう一つ

は、文言のことについては、基本的に今まで、それぞれの委員のご発言を拾う形でしていただきますので。私が答えることじゃないけど、だからそれは、調整しながら整えられると思うんですね。

先ほどちょっと既に進んでしまったんですけど、6ページ目のところ、6ページ目の一番上のところに、新たな課題に対応する施策を考えるために、「社会構造の変化や人々の社会認識の変化を意識し、従来の前提に捉われない大きな視点を提示した上で、サポートモデルや、それを実現するために必要なことは何かといった、総合的な視点から検討することが必要である」それはそうだね。だから、それが具体的に何かという事を示す作業が来年の1月か2月までになるわけね。それ踏まえてつくっていくのかなというような状況です。

○高橋委員 居場所3倍増計画って出したらどうですか。

というのは、今までは、とりわけ区の人とつき合っていると、本当に頑迷固陋だと思うのは、公的営造物だと思っているんですね。だから老人福祉センターとか、そういうのをつくる事だと思っている節がある。ところが、居場所というのははるかに地域の中に溶けてなきゃいけないとすると、いろいろなタイプが、秋山さんの暮らしの保健室、すごい一つのモデルだし、子ども食堂に子どもだけじゃなくて集めようというのもそうで、そうなりますと、住宅基準法問題が必ず起こるんです。一般住宅を活用するというのが、一番いいんだけど、その途端に用途変更で防火壁をつくれと言ったり、そういう居住の場としての活用がとってもしにくいんだったら、その部分は行政が対応してもいいのではないかという、そういう意味で、これは全部施設整備計画になっちゃう。

そうじゃなくて、私的財産の社会的活用とひそかに呼んでいるんだけど、そういうものあってもいいし、それから、公的な施設というのは必ず2カ月前に抽せんになるんですよ。だから、実質恒常的に使えないように、邪魔しているわけ。制度が。そうすると、地域の特定の人たちが常に使うと、昔の町会の事務所とか、お寺とか神社のスペースとかというのは、伝統的にそういう場所だったのを、それを例えば、タワマンには必ずそういうものをつけさせるとかということまでやらないといけないだろうと思っているんですが、そんなことは絶対にゼネコンは反対すると思うんだけど。だけどそういうことさえ出さないと、地域はもたないはず。そうすると、それはそうなると、認知症だけではなくて、精神もそうだし、子供がそうですよね。とりわけ専門ファミリーなんかの居場所が、今とても少ないとか。するとそれはシェアハウスの話と絡んでくるとかという、その辺のことを

少しここで提案して、具体的な行動計画は、この提案を受けてやりなさいとかというような形でもいいから、ぜひ居場所3倍増計画と。それはさっきから言っているように、明らかに。

それから小規模多機能もすごく使えるはずなんです。ところが、小規模多機能は業者委託にして、手を上げるのを待っているから、なかなか東京都内では普及しない。そういうことも含めた、複合的な地域拠点と地域施設をどう整備するかということの緊急5か年計画が、社会福祉整備何とか計画とあったんだけど、それをやるくらいのテーマだと思うんです。そうすると、地域の活動の場ができるんですもん。

○小林分科会長 今の話は、12ページの(3)、人と人をつなぐ場のところで、13ページの、空き家や公益的なスペースの活用に書いていただきたい点です。ですから、居場所というのは、別に個人の持家だけではなくて、公益的な場所、社会福祉法人とか、お寺とか宗教法人、町会会館などですね。そのようなところをもっと使ってはどうかということとここに書いていただいているということと、それから前に、栗田委員からご指摘いただいたところですが、10ページの下から二つ目のところで、ここでは、ネットワークを効果的に行う際の5つの機能という整理ができていますので、この辺と居場所との関係をもう少し定義して、どういう機能が必要になってくるかという議論をしていただくといいかと思います。

しかし、居場所と言っても、大規模な居場所と小規模な居場所など沢山ありますね。ですから、居場所と言っても簡単なことではないので、この検討委員会としては、できるだけいいモデルを、グッドプラクティスですが、それを紹介していただくと、今後、住民と施策をつなぐ重要な接点が見えてくると思いますので、そのような方向で検討していただけたらと思います。

○井上委員 ありがとうございます。関連して少しお話します。私、現在、都の住宅施策審議委員の委員を務めています。審議会の今年度のテーマは公営住宅の高齢化に伴う福祉対応でした。そこでは、住宅を確保することと、住宅が住まいになることは別のこととして扱っています。なので、11ページと12ページについては、まず、公営住宅が増えず、なおかつ、民間賃貸住宅が借りにくいなかで、単身高齢者が増えていくので、住宅の確保について書いていただけないでしょうか。次に、13ページの住まいとまちづくり、ここが居場所づくりと関係してくるところですが、空間を保障することと、そこが居場所になることも別のことですから、空間を確保したうえで、居場所として機能するためには、例

えば総合相談の窓口や集いの場があることで、住民が専門職とリンクしていくような仕組みをつくっていくことの重要性などを書いていただければと思います。

もうひとつ、13ページにタワマンの話が出ているんですけども、これはかなり違和感を覚えます。タワマンの話は、タワマンに住む人達だけがアクセスすることができる限定されたプライベートなコモンという考え方です。他の住宅についても書かれているならいいのですが。むしろ、公営住宅やUR住宅や戸建ての住宅街にどうやってパブリックなコモンをつくっていくかとか、しかもそれを周囲の人達がアクセスしたくなるようにするためにはどんな仕組みが必要か、そういった話が先ではないでしょうか。ですので、タワマンの話を入れるのであれば、そういったことと並行して書いていただくことを検討していただければと思います。

○小林分科会長 かなり難しそうですね。

どうぞ。

○藤原委員 先ほどから高橋委員がおっしゃったように、通いの場ですね。たまたまきょう、午後から厚労省の一般介護予防の検討会に出ているんですけども、やっぱりそこでも通いの場をどうするかという議論は、大きな柱なんですね。

ただ、国のいう通いの場というのは、とりあえず生活圏内で体操をしてというような、1週間に1回みたいなステレオタイプのもので、結局そこでは、まず同じリピーターしか来ないであろう。これ、特に大都市部の高齢者からすると、ほとんど人気もないだろうということで、多種多様な通いの場をどうつくっていくかというのが、高齢者の部分では一番問題になっているんですね。それで昨年度は私のほうで、厚労省の委託事業で、全国で通いの場の多様な事例というのを集めていたんですけど、やっぱりそこでいろいろな商店の一角を使ったり、あるいは、多世代化していたりとか、あるいは元気な人から虚弱な人まで来れるようなという、多種多様なものが重宝されることが分かったんです。前回のこの答申のときに、人材つまり、人が中心でしたが、今回は、場が大きく、いろいろな全ての事項にかかわってくることだと思います。ちょっと国を先んじるという意味でも、今回の場に注目していただくというのは、非常に大事な事ではないかなと思います。

東京である特色を生かして、一つは地域の空き家を改造したりといったようなコミュニティに密着したようなものをどんどん転用、創造するのです。そういうのも先行的にやっている地域とか、あるいはNPOさんとかも多々あるわけですけど、それらを一回類型化するという事が一つ、来年のアクションとしては、重要な事だと思います。

もう一つは、公設、準公設でもちょっとかっこいい交流の場を作るのも良いでしょう。そういうものも先ほどのマンションの一角であったりとか、新しく複合施設なんかをつくるというときに、よく窓口だけとりあえず一元化するというので集めてくるけれども、結局あいているスペースとかがただの空きスペースでしかなかったりというようなことがあるんです。やっぱりこれ、建築や意匠の専門家の方がちょっと入ると、どうすれば交流がしやすいような動線が生まれるかとか、空間になるかというようなアイデアも具現化されると思います。やっぱりその創造するレベルによって、ここはもうちょっと専門家が入って、あえて交流を生み出すような仕掛けをつくって、デザイン性もすぐれたようなものをつくるのが重要だと思います。地域レベル、市区町村レベル、都レベルのものと、それぞれグレードがあるかと思うんですが、多種多様に連携化・類型化していったり、戦略をつくっていくというのも、どこかに「場」というので強調して入れていただければありがたいかなと思います。

○小林分科会長 ありがとうございます。昔から公的な施設をつくれれば住民活動はうまくいくだろうという考えがあって、コミュニティセンターが建てられたように聞いていますが、今はそうではないと思いますが、建物をつくるとことはやはり大切で、これは今でも変わらないと思いますが、では逆にどういうしかけがあったら、住民活動が活発になるのか、場があって、建物があり、そこにどのような住民活動がフィットする形になるかという問題ですね。ここでも、やはりグッドプラクティスというか、何かいい事例が欲しいなと思います。この後の問題ですが。

失礼しました。どうぞ。

○井上委員 事例ということで一つ。1年ほど前に江古田の杜を視察しました。大手のデベロッパーが開発した分譲マンションの一角にサービス付き高齢者向け住宅がありまして、そのダイニングがカフェやコンビニや子育て広場を併設して地域に開かれた居場所として運営されています。その空間の建築費や維持管理費を誰が担っているかというのと、結局は分譲マンションやサービス付き高齢者向け住宅の居住者が少しずつ担っているわけです。

それを見た時に、お金を払える人と払うのが困難な人たちがいるなかで、東京は払える人たちも一定程度おられるので、そういった人たちが実質的に負担しながら、地域住民が広く使える仕組みをつくっていくというのは、東京ならではのモデルだと感じました。つまり、居住者だけでなく地域に広く開かれることで、コンビニが成立したり、周囲との

交流が進んだり、いい意味で循環が回ったりします。そういう仕組みというのを提案してもらえるといいかなと思います。

○小林分科会長 中だけで完結というのは、最終的にはどこかでおしまいになってしまうので、持続性を考えたら、やはり外に開かなければならないですね。

例えばネットワークを使うなどいろいろなやり方があると思うので、ここでその議論ができるかどうかはわかりませんが、方向性としては、やはり個別のではなく、コミュニティというか、ネットワークというか、それをどのように構築していくか。それに対して行政は施策的にどう対応するかみたいのところになりますでしょうか。

いろいろな例があるのではないかと思いますので、集めていただければと思います。

では、栃本委員、どうぞ。

○栃本副委員長 しつこいように申し上げますけど、先ほどの機能が幾つもあるという、10ページの下からの部分ですけれどね、あれが本当にすごく大きな提案であると同時に、余り表面的にはそういう言葉をまず使わないようにしているんだけど、実は、国の審議会もそうしていましたけどね、やっぱり建前をというか、例えば地域包括支援センターは、これをやって、あれをやって、これをやるとかそういう部分で、その中でも、それは負荷がかかり過ぎちゃうところだし、あそこは居場所でもないから。それに変わり得るものというあれだけど、本当にやるんだったら、むしろこれですよという提案ですよ。あと、くらしの保健室みたいなものがもう少し世論化するとか具現化するとか、そういうふうにしていくとか、やっぱりそういうのは打ち出せると思うんですよ。

今、小林先生がおっしゃった、どのくらいしますかねという事はかなり、グッドプラクティスというのもあるでしょうし、先ほどお話された、厚生労働省の報告書、前にお話したとおり全部読みましたけど、やっぱりかなりいいものがあるし、その工夫とかそういうのも、非常に具体的に書かれていますから、それは十分に。

あと、1点だけ、今日はこれだけですけど、15ページ目のところなんですけど、3番目のところね。細かいんですけど、「また」から始まる場所。どうも福祉部局の癖なんですけど、「また、区市町村社会福祉協議会や」と書いて、その後、「自治会・町会、民生・児童委員、商店街など、伝統的に地域に根差した活動を行ってきたさまざまな主体が持つ強みについても改めて検証し」、その上で、「企業、NPO、大学等などの多様な主体とつなぎ直すことで、新たな力を発揮できるという視点も重要」だと。これは本当に重要だと思うんですけどね。

これが「社会福祉協議会や」となっているでしょう。これはちょっとおかしいよね。つい癖が出たんじゃないかと思うんだよね。排除するわけじゃないんですよ。その中で、もし特出しするなら、その中で市区町村社協も役割を果たすべきだと、それだったらちょっとあれだけど。

○小林分科会長 これは怒られるかもしれないですね、社協に……。

○栃本副委員長 いやいや、そうじゃないんです。やっぱりこれを並列するところが、やっぱり限界になってしまうのがあるから、全然僕は社協を排除しているんじゃないですよ。その際にこれが、こういう役割もしなきゃいけないよということで申し上げていますからね。

この部分は、コモンズにかかわることなんで。先ほどの英語は使っちゃいけないと高橋先生はおっしゃったから余りいけないんだけどコモンズの都市圏というか、大都市圏のコモンズをどうやって掲載できるかというその部分だよ。

○小林分科会長 中村委員、手を上げておられましたか。どうぞ。

○中村委員 一般の公募で委員をさせていただいております。中村と申します。私、日野市の社会福祉協議会で、地域権利福祉事業の生活支援員を10年やっております。

当事者の人と直接かかわっている中で最近感じていることと、居場所のテーマでちょっと思っている事があるので発言させていただきます。

最近、生活支援員で、支援している方の中で、成年後見には至らないような、要支援1、要介護1程度の、まだある程度判断能力のある方の金銭管理をしているんですけども、ある程度年金があるにもかかわらず、家計をコントロールできないような対象者を受け持つケースが、すごく最近ふえてきております。特に単身の男性の方です。ある程度年金があるのに使ってしまうという。そういったところで、生活困窮者支援制度のところに駆け込んだりしているんですけども、ある程度年金があると、やっぱりそのところは自分でやらないといけないという事になって、ちょっと排除というか。それで権利擁護センターのほうに案件が来て、それでその方の通帳とか印鑑をお預かりして、私ども生活支援員が家計をコントロールしているというような現状があります。

私がおの方達を複数見ていると、やはり、時間がいっぱいある。そんな中でお金を使う事しか楽しみがないような、そういったふうに感じられます。そういった方の居場所という所に関して、まだ要支援1、要介護1という元気な方でいらっしゃるにもかかわらず、少しちょっと衰えているという方が、居場所を通して、障害者の就労支援Bのような、あ

あいう、ある程度障害を持った方でも就労の機会を与えられるような、そういった居場所
が、1万円でも2万円でも収入があって、ある程度自分で好きに使えるお金が、私たちの
ような生活支援員がコントロールしなくてもできるような、社会とつながりがあって、そ
ういった居場所、社会とつながって少しでも収入が得られて、自分も生きがいがあるよう
な、そういった居場所があるといいなというふうに最近思っています。

○小林分科会長 ありがとうございます。大変重要なご指摘でした。

公募委員の方で、山田委員、どうぞ。

○山田委員 すみません、感想ということで、私、このテーマ、最初にお伺いしたときに、
ものすごく大きなテーマで取りとめがなくて大変かなと思ったんですけども、でも、東
京は女性も男性も子供も高齢者も、誰もが安心して暮らすことができる都市、こういう福
祉制度を目指すんだという事で、ちょっと夢を感じたんですね。

全体を見ますと、ちょっとビジョンがいま一つ明確でないような。要するに25年まで
はある程度見据えているんですけども、これ、その先まで見据えた提言をしようという
ふうなものですから、もう少し、どういう福祉社会にしたいのかという事を、具体的には
いかななくても、もう一段かみ砕いて、都民、市民が夢を持てるような、例えば、高齢者に
なっても、こういう人生が待っているんだ、障害を負ってもこういう生活ができるんだ、
先ほどもありましたけど、災害が起きてもこういう手当があるんだというような、もう少し
し明るいもの。論点の整理の問題点を見るとちょっと暗くなってしまうんですけど、明る
い社会を想定していただけないかなと。

今、地域の担い手が不足しているという話が随所に出てきますけれども、ボランティア
も少ないとか。もしかすると、担い手なんていないかもしれないですよ。ロボットが
もっともっと進化して、移動サービスなんかも、全部もう自動運転の自動車が走るとか。
それから、ITを駆使して、ひとり暮らしのご家庭にも、一人じゃないような仮想の家族
ができるとか、そういう世界だってあり得ると、夢物語かもしれませんが、大体人間
が想像していることは、近い将来実現できているわけですから。ただし、具体的な提言と
なると、割かし近い将来のことの提言になると思うんですけど、もう少し夢を見させてい
ただきたいなということを感じました。

以上です。

○小林分科会長 ありがとうございます。

琴寄委員はいかがですか。

○琴寄委員 ありがとうございます。全体的に見ていて、私のような一都民が参加していくということがすごく求められると思うんですけど、具体的にそれをどうしたらじゃあできるのかというところが、すごく、私もまさしくこの中では。これがちょっと見えてこないというような気がしていて、ちょっと話があればですけど、先日もその台風のときに、私は足立区に住んでいますけれども、荒川が決壊するかもしれないというのがあって、足立区からのAメールというのがばんばん入ってきて、地域の小学校・中学校が災害避難所になっていて、そこが、ふだんだったら参加しない人が物すごく来ていて満員状態だったんですね。自分たちに何かあるかもしれないという具体的なものが目の前に来た時に初めて参加するという人が出てくると思うんですね。

なので、これから参加意識を高めていくというときに、どうやってそれをつないでいくのかというところは、やっぱり基本、きれいごとだけじゃなくて、それが強制力のある何かなのか、それとも何かメリットがあるというふうに思ってもらわなければならないし、そこを少し具体的に考えていけたらいいなと思います。

○小林分科会長 ありがとうございます。

住民に情報がどう伝わるか、どういうふうに我が事として感じることができるか、そのツールでしょうか。たぶん、認知症の問題も我々にもすぐ起きるかもしれないのですが、そういう現実感・緊迫感、場合によってはバーチャルなものも含めて、いろいろな取組が必要になってきていると思います。

災害がありますと、みんなそうなるんですけれども、その辺がどのような情報伝達の仕組みがよいのでしょうか。

○琴寄委員 実感として、ふだん支えているのは、すごくその結構お年寄りの方が、地元のお祭りだったりとかそういうボランティア的な事を支えているんですけれども、いざ、災害が目の前にあるとなったときには、小さい子供を抱えたご家族というのが非常に活発に動いていたりして力を感じました。

○小林分科会長 そういう意味では、やっぱり今回の台風は、本当にそういう身近にそういう問題を考えなければならぬことを感じさせてくれた、福祉も同じ問題があるんだということかと思えます。

時間が参りますので、では、簡潔にお願いします。

○寺田委員 私、東京都の民生児童委員なんですけれども、15ページの所で、今栃本先生も指摘したんですけれども、さまざまな持つ強みについて改めて検証するんですけれど

も、その前に、やっぱり区社協も自治会も町会も民生委員も、やっぱりこれはどちらかという、自治会だって50%を切っている状態、あるいは、社会福祉協議会だって会員の減少と、あるいはもう行政と同じように見られているような実態もあるし、それから民生委員も、このブルーの表の中の94ページを見ていただくと、欠員も出ている。ですから、この単なる強みの検証の前に実態というのをに入れていただきたいな。

例えば、3番目のマルの中のさまざまな主体の実態と、その持つ強みについて、改めて検証するという、二つをちょっといれていただかないと、単にこれ、強みだけやっても実際の主体が弱体化していれば、意味はあんまりないというふうに思いますので、そのことも含めて提示をしていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○小林分科会長 ありがとうございます。

もっとたくさんご意見がおありかと思いますが、時間が過ぎてしまいますので、今日はここで閉じさせていただきます。

いただきましたご意見を踏まえまして、また起草委員会で検討させていただければと思います。よろしいでしょうか。

では、事務局のほうにお返しします。

○企画政策課長 本日は熱心なご議論を、本当にありがとうございました。

今後の予定ですけれども、先ほど小林文化会長からもお話がありましたけれども、この後起草委員会を3回開催させていただきます。それで意見具申案の作成を進めさせていただきました。来年の1月下旬をめどに再度、拡大検討分科会という形で開催させていただきますので、そのときにまた意見具申案として、内容をご確認いただきまして、皆様にご指摘をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それからあと、事務連絡ですけれども、本日紙でお配りいたしました論点について、資料3でございますけれども、これにつきましてはお持ち帰りいただいて結構でございます。

ただ、冊子類とこの青色のファイルにつきましては、回収をさせていただきます。

また、委員の皆様がお持ちの青色の一時通行証ですけれども、こちらは1階のエレベーターを降りた後、カードゲートに付された回収器にご返却いただきまして、ゲートを通過していただければと思います。

それから、お車でお越しいただいた方、おりましたら、駐車券をお渡しいたしますので、受け付けまでお声掛けをお願いします。

傘等のお忘れ等がございませんようにお気をつけてお帰りいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○小林分科会長 それでは、これで閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前11時33分 閉会)